



生物多様性に関する最近の政策動向（環境省）

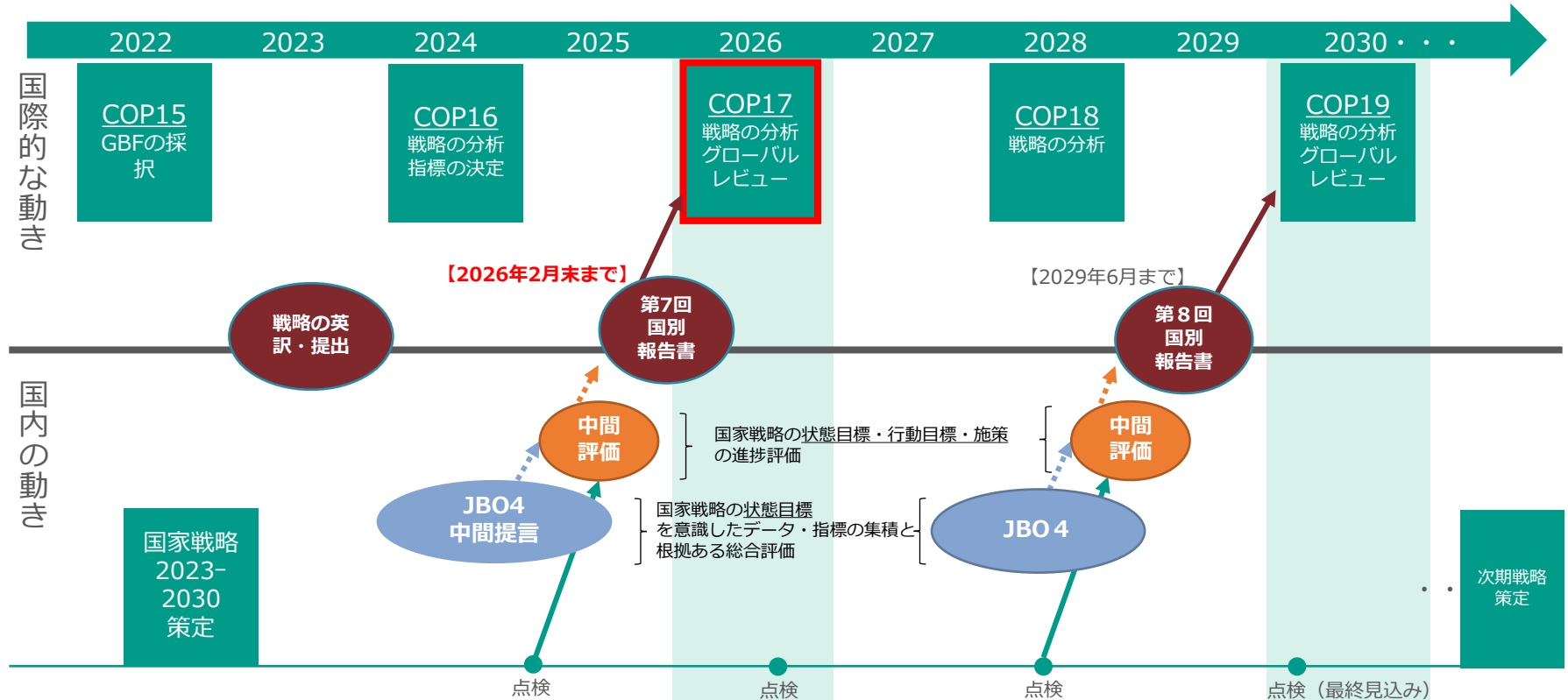


生物多様性に関する近年及び今後の動き

- ◆ 特に科学的知見を要する国家戦略の状態目標の評価の情報源とするため、**生物多様性及び生態系サービスの総合評価2028（JBO4）に向けた中間提言**を2025年10月に策定。
- ◆ **国家戦略中間評価・生物多様性条約第7回国別報告書**を2026年2月にとりまとめ。
- ◆ **生物多様性条約第7回国別報告書**を2026年2月20日に提出。提出した国別報告書は、**COP17で議論に付されるグローバルレビュー**（※）の情報源とされる。

※締約国によるGBF実施の進捗状況を把握・分析。必要に応じて締約国における取組の見直しや努力量の向上に活用。

※なお、生物多様性条約第8回国別報告書においても同様のプロセスを行うことを想定。



ネイチャーポジティブ経済移行戦略 ～自然資本に立脚した企業価値の創造～



▶ 昆明・モンリオール生物多様性枠組(2022.12)

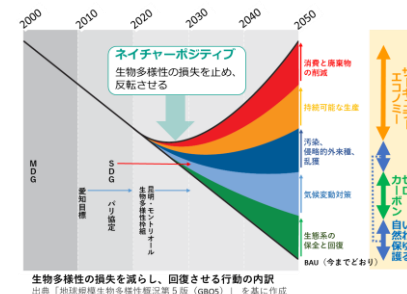
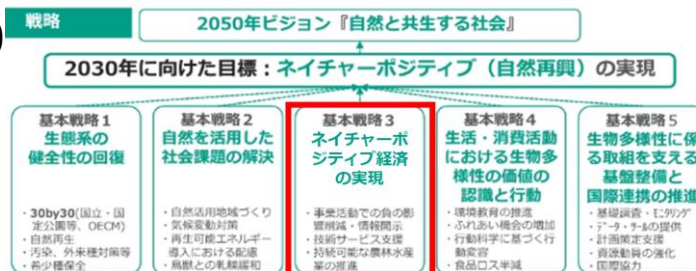


2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる（＝いわゆるネイチャーポジティブ）

▶ 生物多様性国家戦略2023-2030 (2023年3月31日閣議決定)

新世界目標を踏まえ、世界に先駆けて国家戦略を改定



▶ 「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」 (2024年3月29日公表) 4省連名で策定

- ネイチャーポジティブ経営（自然資本の保全の概念をマテリアリティとして位置づけた経営）は、企業にとって単なるコストアップではなく新しいビジネス機会

① 企業の価値創造プロセスとビジネス機会の具体例

② ネイチャーポジティブ経営への移行に当たって企業が押えるべき要素

③ 国の施策によるバックアップ
(ネイチャーポジティブ経営への移行に伴う企業の価値創造プロセスと対応する国の施策)

▶ NPE戦略に基づいたロードマップ（2025-2030年）を2025年7月に策定

- 国の施策及び各種ステークホルダーに期待するアクション等を具体化して整理

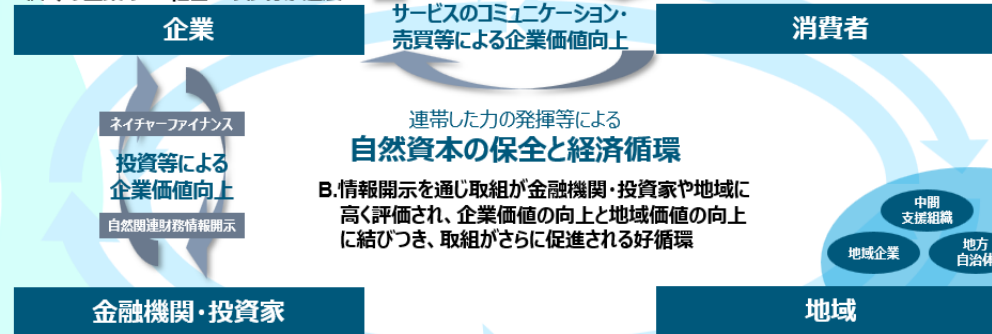
ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ（2025-2030年）について

- 「2050年自然共生社会」「2030年NP経済への移行」の実現に向け、**国の施策の方向性の全体像を具体化**。
- **国際ルールメイキングの動向を踏まえた企業のNP経営への移行の進展**と合わせて、**金融機関・投資家の投融資判断、消費者行動変容及び地域づくりの観点**からNP経済を実現。

ネイチャーポジティブ経済移行後の状態（絵姿）

グローバルVCを通じた
自然資本への
影響把握、負荷軽減

A. 個々の企業のNP経営への移行が進展



B. 情報開示を通じ取組が金融機関・投資家や地域に
高く評価され、企業価値の向上と地域価値の向上
に結びつき、取組がさらに促進される好循環

C. 上記の絵姿の実現のための基盤環境が整備されている状態



以下の視点から国の施策の
方向性を整理

視点①

NPな地域づくりで
企業と地域の価値向上

視点②

情報開示促進・ネイチャーファイナンスの拡大による
企業のNP経営の実践

視点③

国際ルールメイキング等による
企業の国際競争力強化

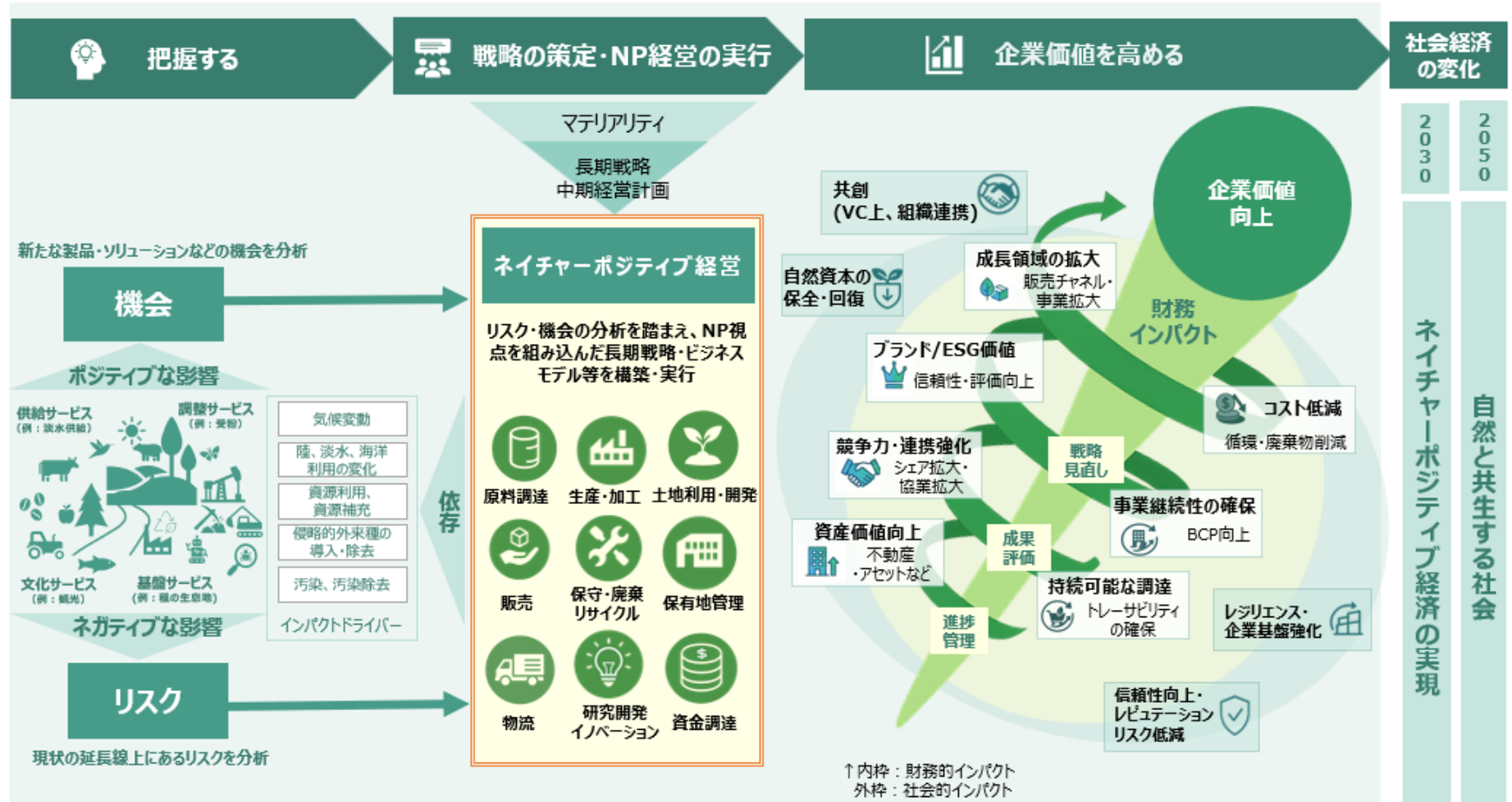
アジアモンスーン地域等の国際社会

国際ルールメイキングへの貢献



ネイチャーポジティブ経済移行に向けた企業価値向上ストーリー集

- ◆ 2026年3月、ネイチャーポジティブ経営移行が**企業価値向上につながるストーリー**の確立・浸透に活用いただくため、幅広いセクターの20社にヒアリングの上、取りまとめ。
- ◆ ネイチャーポジティブ視点を組み込んだ長期戦略・ビジネスモデルの構築が、持続可能な調達、事業継続性の確保、コスト削減、資産価値向上、競争力・連携強化、企業のブランド価値向上、成長領域の拡大、等を経由し企業価値につながっている事例を提示。

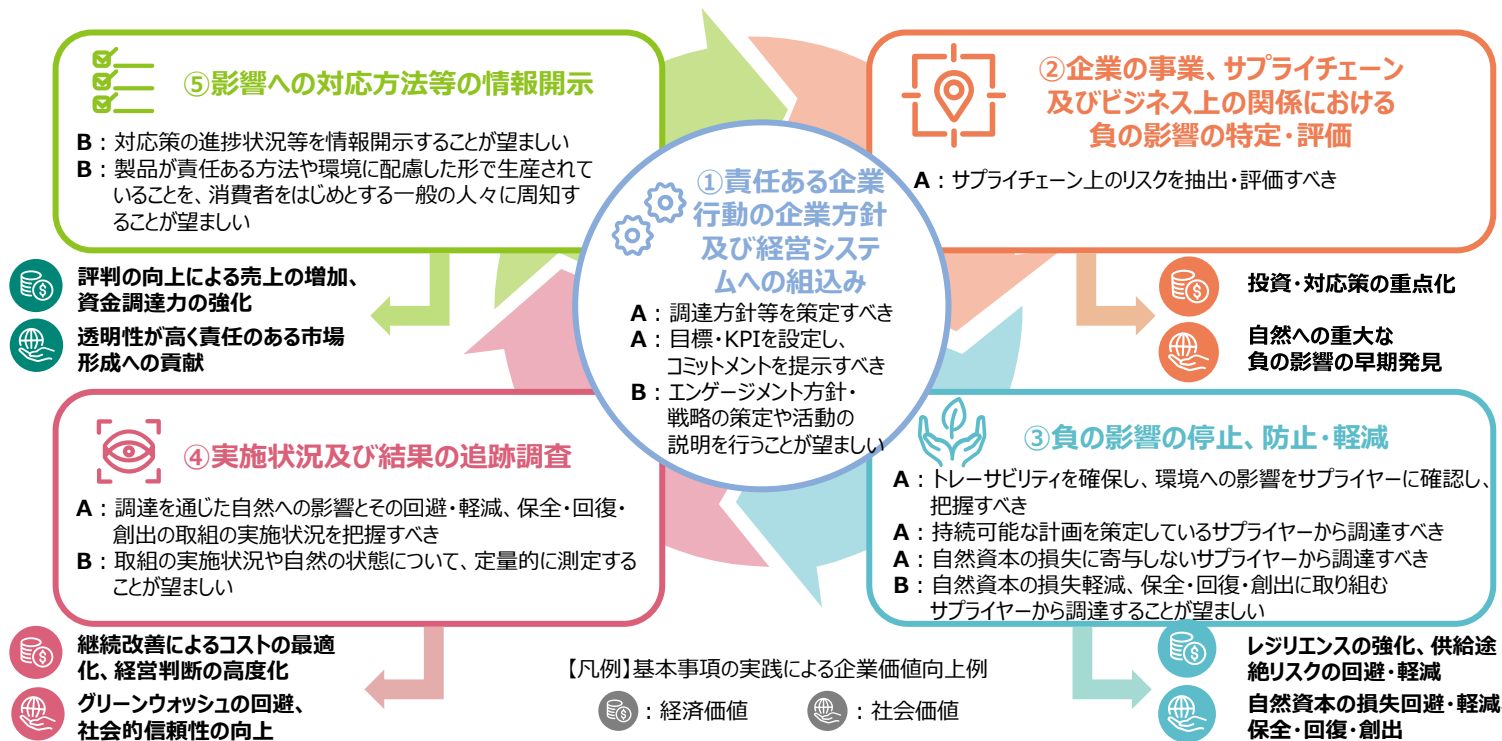
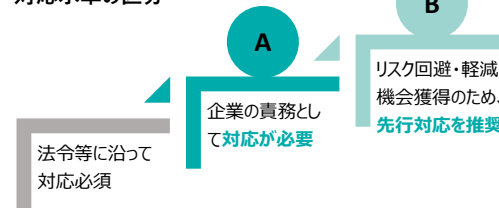


調達におけるネイチャーポジティブに向けた実践ガイドライン（概要）

- ◆ 2026年7月、**調達におけるネイチャーポジティブに向けた実践ガイドライン**を策定。
- ◆ 企業が調達における持続可能性の確保やNPへの配慮に取り組むに当たり、トレーサビリティの不確実性（技術面・経済面等）や、どこまで取り組むべきか水準が不明瞭であるという課題に対応した、任意のガイドライン。
- ◆ 企業がNPな調達を実践する際に押さえるべき基本事項を整理して提示。

- 法令等に基づく遵守事項を前提とした上で、その対応水準に応じ、「**A：事業者の責務として対応が必要（「べきである」と記載）**」、「**B：先行対応を推奨（「望ましい」と記載）**」の2区分に基本的には整理される。
- サプライヤーとの協働に当たっては、ネイチャーポジティブ実践への移行に向けた**改善の余地を検討**し、キャパシティビルディング等の支援を実施しつつ、**段階的な改善**を図ることが望ましい。

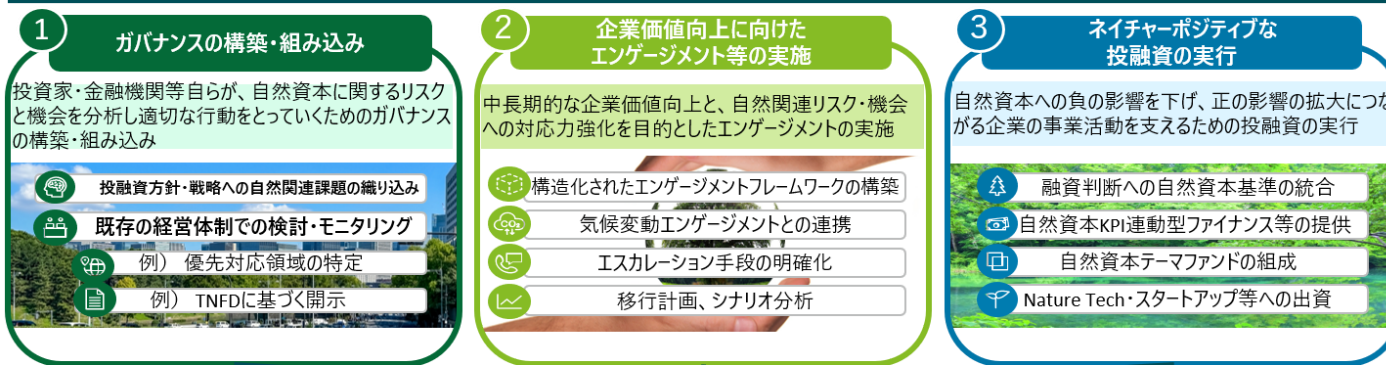
対応水準の区分



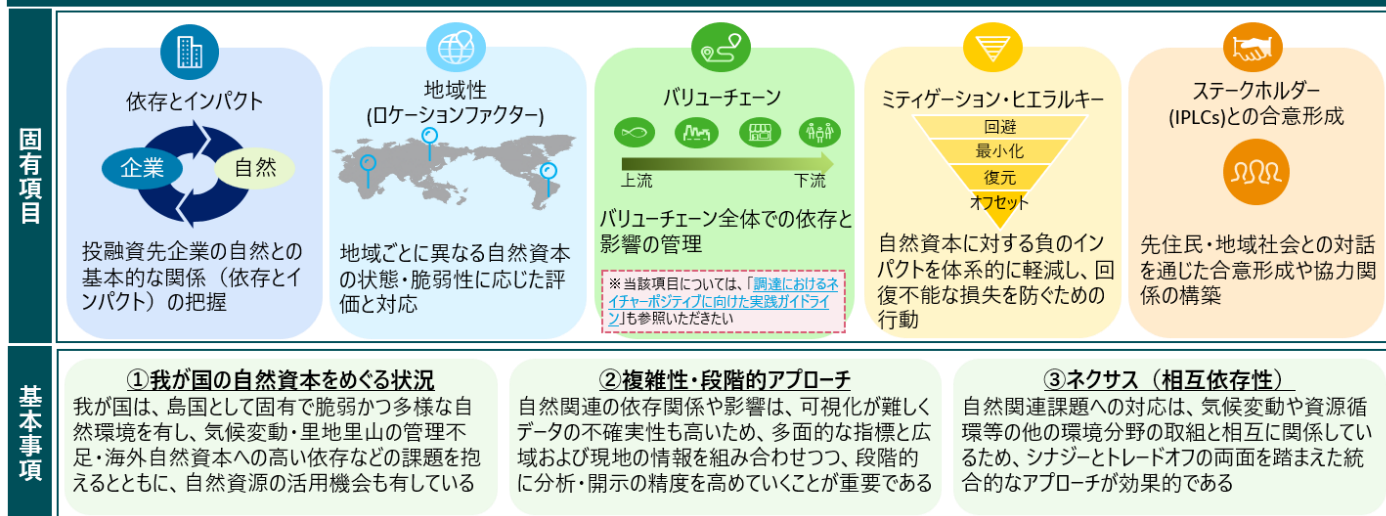
ネイチャーファイナンス実践ガイドライン（概要）

- ◆ 2026年9月、**ネイチャーファイナンス実践ガイドライン**を策定。
- ◆ ネイチャーポジティブ経済移行に当たっては民間資金の動員が不可欠であり、投資家・金融機関のネイチャーファイナンス実践が求められるが、必要な情報が不足している課題に対応した任意のガイドライン。
- ◆ ネイチャーファイナンスに取り組もうとする市場関係者に向けて実践の要点を提示。

投資家・金融機関が取り組むべき事項

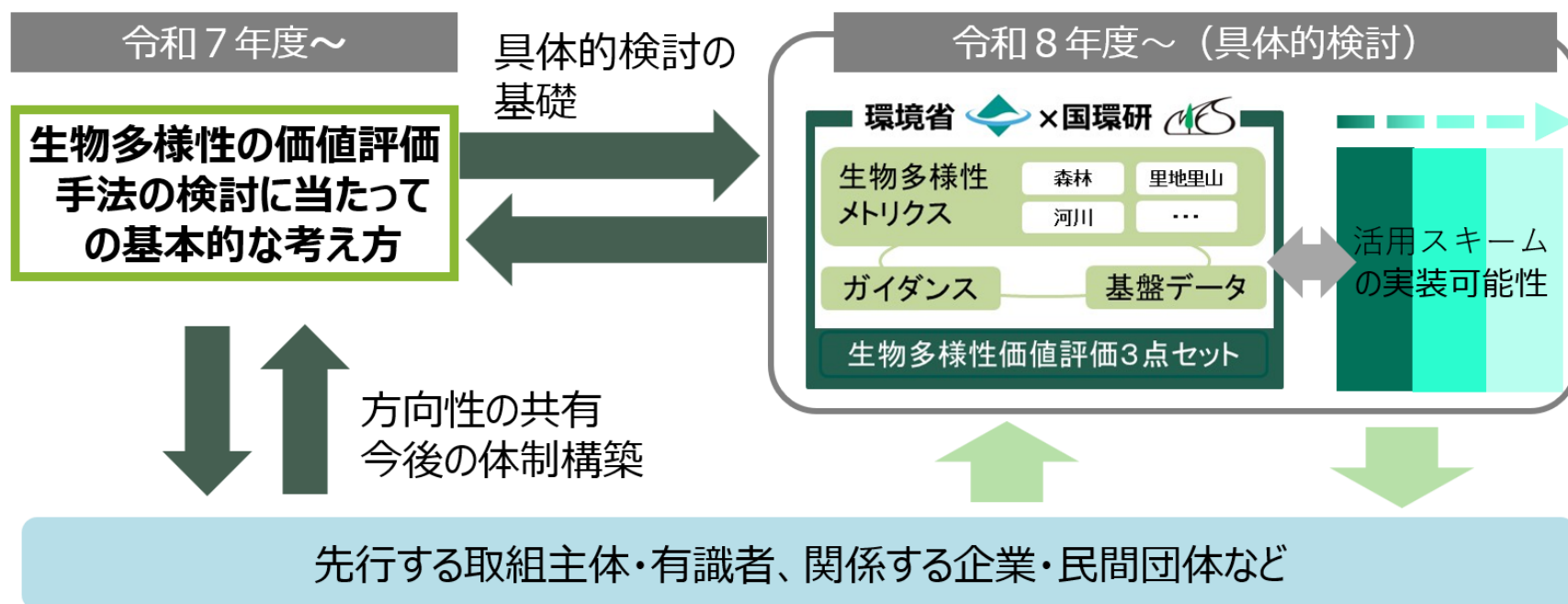


ネイチャーファイナンスにおいて考慮すべき事項



生物多様性の価値評価手法の検討に当たっての基本的な考え方（概要）

- 令和7年9月より「**生物多様性の価値評価に関する検討会**」を設置し、生物多様性保全に対する民間資源動員の拡大に向けた価値取引等の社会経済的な仕組みづくりも見据え、日本の自然の特徴を踏まえた生物多様性・自然資本の定量的な価値評価の在り方について検討している。
- 令和7年度は、「**生物多様性の価値評価手法の検討に当たっての基本的な考え方**」を令和8年3月に取りまとめた。令和8年度以降、環境省自然環境局自然環境計画課と国立環境研究所で取り組む価値評価手法の具体的検討や、自然共生サイトにおける評価手法の試行に取り組む際の基礎とする。
- 本基本的な考え方は、日本を含むアジア・モンスーン地域特有の二次的な自然の特徴を踏まえ、「価値評価にあたって満たすべき要件」と「価値評価の活用に向けて」のそれぞれのフェーズで重視・留意すべき点を記載しており、令和8年度以降も議論の進展や国際動向に応じて充実を図っていく。



生物多様性の価値評価手法の検討に当たっての基本的な考え方（概要）

1. はじめに

日本の自然の特徴を踏まえた価値評価の在り方について検討、グリーンウォッシュとならず実質的なNPを目指す、**環境省が進める検討の基礎**、今後の動向に応じてブラッシュアップ

2. 背景

国内外の動向、意義（**二次的自然環境の重要性や価値評価手法を提示、各主体の貢献度が「見える化」され適切に評価されることが重要**）

3. 対象と留意事項

- （1）目指す姿：二次的自然環境のもつ価値を適切に評価、国際的にも応用できる手法により、**生物多様性保全の長期的な確保・進展および生物多様性豊かな我が国の自然の保全再生につながる**
- （2）価値評価の対象：生物多様性の状態 ※経済的価値評価とは異なる。
- （3）我が国の自然環境の価値評価に当たってのポイント：①**モザイク性** ②**管理コスト** ③**地域の生業・暮らし・伝統文化**
- （4）既存の生物多様性オフセットや炭素市場からの教訓：**地域性や複合的な評価**の必要性

4. 価値評価の基本的な視点

（1）価値評価にあたって満たすべき要件

①効果的かつ頑強な価値評価の観点

- 1）生物多様性の状態の適切な評価 2）目標設定／目標を設定する枠組みの提示
- 3）不確実性への対応（安全率やバッファの考え方） 4）長期的視点の重視（世代を超えた価値の維持）
- 5）空間的視点（規模・サイズ、生態系ネットワーク・流域単位・モザイク構造等）

②データ取扱の観点

- 1）原則（検証可能、継続的なデータ取得重視、適切な更新頻度・精度等） 2）現場データの重視
- 3）データの取扱い（データの長所・短所や活用方法を踏まえた使い分け等） 4）希少種情報の取り扱い

（2）価値評価の活用に向けて

①活用スキームのセーフガード

- 1）ミティゲーションヒエラルキーの徹底 2）代替不可の場所の設定 3）不確実性への対応（安全率等）
- 4）長期的視点の重視 5）空間的視点の重視 6）リーケージの考慮

②確実性・透明性の確保

- 1）耐久性・公平性・包摂性・第三者監査・ガバナンス 2）わかりやすさ・見える化
- 3）地域への配慮と貢献 4）国際的な制度との整合性

5. ステークホルダーの役割と期待

- （1）活用スキームの設計・運用者（2）企業・金融機関
- （3）現場の管理者（NPO・保全団体、事業者等）（4）地域住民（5）行政機関

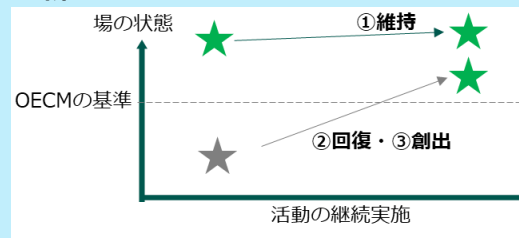
地域生物多様性増進法に基づく「自然共生サイト」について

- 環境省では、**民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定**する仕組みを令和5年度に開始（従前制度）。
- **ネイチャーポジティブに向けた民間等の活動をさらに促進**するため、自然共生サイトを法制化した「**地域生物多様性増進法**」が令和7年4月に施行。自然共生サイト相当の**生物多様性が豊かな場所を維持**する活動に加え、管理放棄地等において**生物多様性を回復・創出する活動**も認定の対象に。
- 従前制度における認定も含め、**令和8年6月末時点での自然共生サイトは合計610か所**。
- 申請主体は**企業が約半数**で、地方公共団体やNPO等様々な主体が参画。

＜自然共生サイトの経緯＞

2020年 12月	検討開始
2022年 4月	30by30ロードマップ公表
12月	昆明・モントリオール生物多様性枠組（30by30目標含む）採択
2023年 4月	自然共生サイト制度の開始
10月	自然共生サイトの初認定
2024年 4月	地域生物多様性増進法成立
2025年 4月	地域生物多様性増進法施行
9月	令和7年度第1回認定（法に基づく初認定）
2026年 6月	令和8年度第1回認定

＜新法のポイント＞

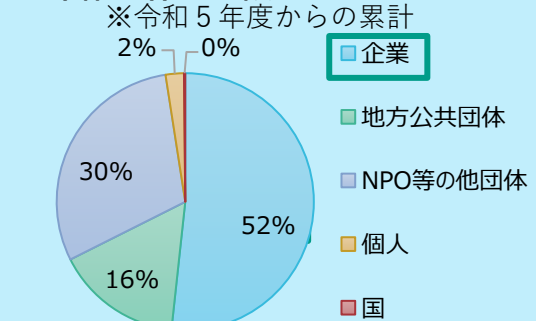


- ①**維持**については自然共生サイト相当の活動（申請時点でOECDの基準を満たすもの）を想定。
- ②**回復**及び③**創出**については、活動計画の実施を通じて、将来的にOECDの基準を満たすような場所となるような取組を想定。

＜認定された「自然共生サイト」の例＞



＜申請主体の内訳＞



＜令和7年度第1回認定式の様子＞

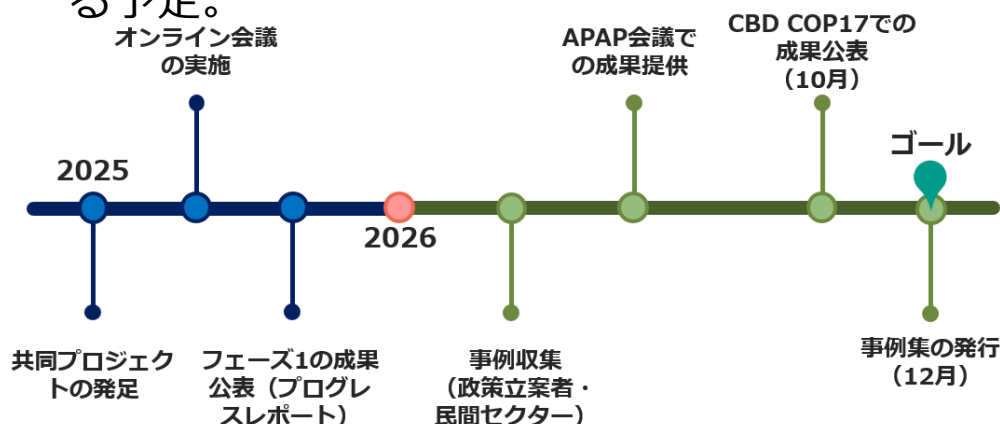


令和7年9月30日、東京

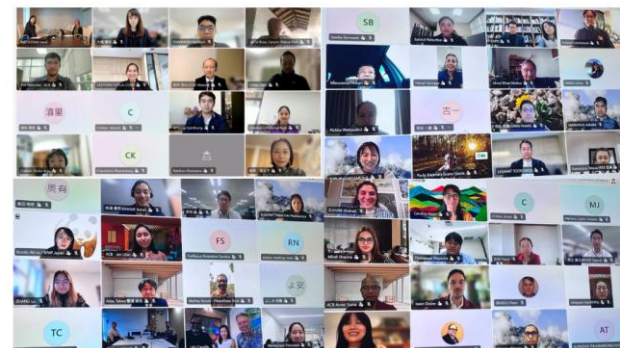
自然共生サイトの海外発信

◎国際自然保護連合(IUCN)・経団連自然保護協議会(KNCC)と連携した 「OECMを通じた生物多様性保全への民間セクターの参画促進プロジェクト」

- 日本をはじめとする世界各国の民間セクターが主導するOECMの優良事例を収集し、民間セクター参画に関する課題等をガイドブックとして整理し、COP17（2026年）で発表する予定。



[Expanding Conservation Impact: A Discussion on Non-State Actor Engagement in OECMs - Story | IUCN](#)



Participants joined online to exchange knowledge ©IUCN

◎APAP(アジア保護地域パートナーシップ)のOECMワークショップ

- 参加者：40名
 - APAP加盟国等の政府・関係者（タイ、韓国、マレーシア、インド、スリランカ、バングラデシュ、ブータン、モルディブ、中国、ベトナム、日本、アルメニア）
 - 国際機関（IUCN、ACB、ICIMOD、CTI-CFF、IPSI他）、専門家
- 2024年に作成したAPAP OECMロードマップの進捗評価、2030年に向けたアップデート



参考資料

【参考】政府決定文書におけるネイチャー関連の記載

経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2026（令和8年7月21日 閣議決定）

第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

1. 「強い経済」の実現

（3）強い地域経済の構築

（「地域未来戦略」の推進等）

横浜グリーンエキスポの成功に、官民が緊密に連携したオールジャパン体制で万全を期すとともに、グリーン技術の産業見本市とする。その開催を契機とし、**自然と共生し**、持続可能な社会の日本モデルを提示する。

3. 国民の安全・安心の確保

（3）治安・安全の確保

（安全・安心な暮らしの確保、環境リスクへの対応・気候変動適応策）

社会・経済の持続可能性を高めるため、熱中症対策等の気候変動適応策の社会実装や**ネイチャーポジティブの実現を通じた生物多様性保全に取り組む**とともに、クマ被害、外来生物、花粉症、PFAS、土壌汚染等、生活環境・自然環境・生業に係るリスクへの対応を進める。

地域未来戦略（令和8年7月21日 閣議決定）

第3章 政府が講ずべき本戦略に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

第2節 豊かな生活環境の実現に貢献する主な施策の推進

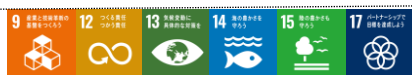
ウ. 地域の暮らしの満足感向上

n. 持続可能なまちづくり

（5）豊かな自然環境・自然景観づくりの推進

① **自然資本を核としたネイチャーポジティブな地域づくり**

ネイチャーポジティブ移行型サプライチェーン構築事業



【令和9年度要求額 1,101百万円（0百万円）】

ネイチャーポジティブ移行型のサプライチェーンを構築するために、企業間連携による取組を支援します。

1. 事業目的

自然資本への配慮が持続可能な経営の前提となる中、我が国経済は原材料調達を通じて海外の自然資本に大きく依存しており、自然関連の調達リスクや国際的な規制強化への対応が急務となっている。本事業は、こうしたリスクに対応し、企業の安定的な事業継続を通じて日本の暮らしを守るとともに、国際ルールメイクの先導や国内サプライチェーンの強化を通じて自然資本を軸とした地域・企業の成長機会を創出するため、ネイチャーポジティブ移行型のサプライチェーン（SC）構築を目指す。

2. 事業内容

(1)自然関連の調達リスクへの対応に関するサプライチェーン強化促進事業

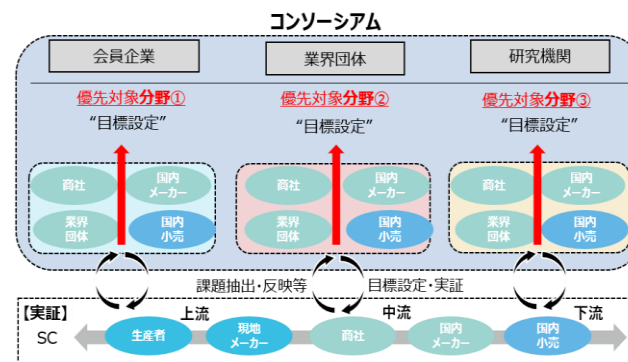
- ・ネイチャーポジティブ移行型サプライチェーン構築のための
コンソーシアム形成・運営及び戦略等の策定に関する調査検討を実施
- ① コンソーシアム設立・運営等（実証の事務局機能を含む）
- ② 分野別の自然関連リスクに関する調査分析
- ③ 分野別の方針・戦略検討等（3分野）
- ④ NPなSC構築に当たって求められるSCの実証：3分野×5件×0.5億円

(2)ネイチャーポジティブ移行型サプライチェーン構築に向けた環境整備事業

- ① NP経営の基準・スコアリング及びインセンティブ設計のあり方検討等
- ② 調達を取り巻く国際動向調査・戦略検討・標準化対応等

4. 事業イメージ

(1)自然関連の調達リスクへの対応に関するサプライチェーン強化促進事業



企業・業界団体等によって構成するNP移行型の調達を促進する枠組みを構築

ネイチャーポジティブ移行型SCの構築のために求められる事項の実証

(2)ネイチャーポジティブ移行型サプライチェーン構築に向けた環境整備事業

NP経営基準・スコアリング・インセンティブ



3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 令和9年度～

生物多様性保全等のための基盤的事業費



【令和9年度要求額 154百万円（102百万円）】環境省

ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の変革を実現するため、多様な主体を巻き込んだ取組を推進します。

1. 事業目的

- 我が国の主張が国際的なルールメイキングの中に適切に反映されるよう、条約関連会合等において主導的な役割を果たす。
- 生物多様性国家戦略2023-2030の実施措置の強化や、地域の取組の技術的支援・伴走支援を実施する。
- 様々なステークホルダーと連携し、社会経済における生物多様性の主流化の促進に取り組む。

2. 事業内容

ネイチャーポジティブを実現するため、昆明・モンリオール生物多様性枠組を踏まえ2023年3月に閣議決定された生物多様性国家戦略2023-2030に関する施策を推進する。

(1) 生物多様性国家戦略推進費

- 生物多様性国家戦略2023-2030の実施状況の点検・評価、生物多様性及び生態系サービスの総合評価の実施
- ネイチャーポジティブに資する自治体の目標・指標設定の技術的支援・伴走支援
- 生物多様性に関する国際議論において主導的な役割を果たす

(2) 自然資本投資に向けた環境整備費

- 自然の価値評価の手法の確立と自然資本投資を促す革新的な資金メカニズムとなる価値取引制度等の社会経済的な仕組み作り

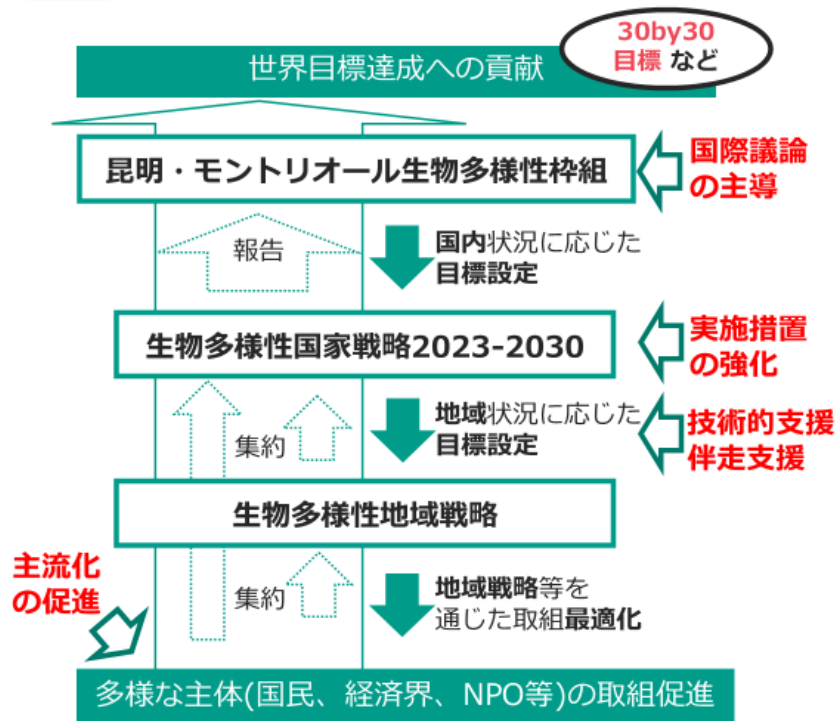
(3) 生物多様性主流化推進事業費

- 生物多様性の主流化に向けた各主体の取組の推進及び連携・協働を促す産官学民のステークホルダーによるプラットフォームの運営

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体／研究機関等（メニュー別スライドを参照）
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省自然環境局自然環境計画課 電話：03-5521-8274

OECDを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業



【令和9年度要求額 332百万円（288百万円）】



2030年ネイチャーポジティブ達成に向けて、OECDを活用した民間・地域の取組を促進します。

1. 事業目的

- ①地域生物多様性増進法に基づく自然共生サイト認定を促進するために必要なインセンティブ措置を講じます。
- ②海域OECD等の設定・管理、日本のOECDに関する国際理解の促進、自然再生活動の推進に関する取組を実施します。

自然共生サイト：企業等の取り組みによって生物多様性の保全が図られている区域

2. 事業内容

- (1) 自然共生サイト認定制度について認知度の向上を図ると共に、TNFD開示等との連携を強化。自然共生サイトへ民間資金等を誘導する支援証明書制度を運用。日本のOECDの考え方について国際発信。
- (2) 劣化した生態系の考え方や回復手法の検討を加速化。
- (3) 自然共生サイト等への活動に対して交付金による支援を実施。
- (4) 海域OECD等の国の制度に基づくOECDの検討を加速化。
- (5) 自然再生推進法に基づく取組を促進。

3. 事業スキーム

○事業内容	(1)(2)(4)(5)	(3)
■事業形態	請負事業	間接交付事業（1/2又は定額）
■請負先/対象	民間事業者等	協議会、非営利団体、自治体、企業等

4. 事業イメージ

OECD：保護地域以外の生物多様性保全に資する区域



お問合せ先： 環境省自然環境局自然環境計画課地域ネイチャーポジティブ推進室 電話：03-5521-8343